

令和6年分所得税 定額減税について

定額減税の対象者とは

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象 (令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下の方のみ)		
	定額減税	内 容
本人	3万円	令和6年分所得税の納税者である居住者を対象 (令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下の方)
同一生計 配偶者		控除対象者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が 48万円以下(給与収入が103万円以下)の居住者
扶養親族 一人につき		控除対象者と生計を一にする親族等(含16歳未満)で合 計所得金額が48万円以下(給与収入が103万円以下) の居住者

※給与所得者への定額減税方法※

- ① 令和6年6月1日現在、給与の支払い者のもとで勤務している人のうち、甲欄適用者が対象。6月2日以後に入社した人は対象外
- ② 各人別控除事績簿の作成 (P9 **表1** 参照)
対象者の各人別の月次減税額と各月の控除額を把握するための管理簿を作成。
- ③ 月次減税額の計算
扶養控除等申告書に記載のない同一生計配偶者がいる場合、減税額の計算に入れることができないため、別途従業員より『源泉徴収に係る定額減税のための申告書』の提出を受け事業主が保管し、同一生計配偶者と扶養親族の数を特定して減税を行う。
- ④ 給与支払い時の控除
月次減税額の控除は令和6年6月1日以後に支払う給与又は賞与のうち支給日の早いものから順次行う、6月に控除しきれない場合は7月以降控除し、なくなるまで順次控除する。

※事業所得者・不動産所得者への定額減税方法※

確定申告書提出時の所得税額から減税 予定納税がある方は予定納税から減税

※公的年金などの受給者への定額減税方法※

令和6年6月以降に支払う公的年金(老齢年金)に係る源泉徴収税額から減税